

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規模を定める規則（案）

公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）第四条ただし書の規定により規則で定める規模は、本市の全域について、百平方メートルとする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。